平成２３年（フ）第１３５号
埼玉県熊谷市大原２丁目12番23号
債務者　關　　淑子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３７号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島2376番地７
債務者　竹村　克彦
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３９号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居315番地　リバーサイド寄居203
債務者　東　　恵
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４５号
埼玉県大里郡寄居町大字保田原101番地12
債務者　田中　由治
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０号
千葉県銚子市三崎町３丁目４番地の５
債務者　山口さとみ
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第４０号
千葉県東金市油井188番地23
債務者　小川　圭子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５１号
千葉県山武市真行寺612番地４
債務者　末永　　毅
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５４号
千葉県旭市川口3482番地５
債務者　椎名　笑里
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５５号
千葉県旭市川口3482番地５
債務者　山田　柳示
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６４号
静岡県伊豆市柏久保1289番地　コーポラスナカセ202、前住所静岡県伊豆市本立野408番地
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
静岡県伊豆の国市四日町437番地の２
債務者　上野　照子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
静岡県伊東市湯川１―６―11　コスモアシベ寮４Ｆ、住民票上の住所静岡県伊東市馬場町２丁目３番29号
債務者　稲原　弘基
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
静岡県裾野市佐野1140番地の14、前住所静岡県裾野市佐野1268番地の13　ウッディーハイツ利加202
債務者　今関　基文
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
静岡県裾野市佐野1140番地の14、前住所静岡県裾野市佐野1268番地の13　ウッディーハイツ利加202
債務者　今関　勝枝
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
静岡県伊豆市市山527番地の３
債務者　**来**原　和子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
静岡県伊豆市市山527番地の３
債務者　**来**原　文夫
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
愛知県一宮市八幡５丁目１番89―504号　県営一宮八幡住宅
債務者　坂井田恵美子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４９号
三重県多気郡大台町上三瀬750番地
債務者　浦田　時男
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
津地方裁判所松阪支部